平成30年12月1日（年6回、4・6・8・10・12・2月の1日発行）
ISSN 2186-4373

～健口と輝く笑顔のために～

歯科衛生だより 会報

2018 December vol.48
発行人／武井 典子　発　行／公益社団法人 日本歯科衛生士会　〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19
TEL.03(3209)8020　FAX.03(3209)8023　http://www.jdha.or.jp/

日本歯科衛生学会 第13回学術大会

口から食べる倖せの追求

主催：日本歯科衛生学会、公益社団法人日本歯科衛生士会
共催：一般社団法人福岡県歯科衛生士会
後援：福岡県、福岡市、一般社団法人福岡県歯科医師会、
一般社団法人福岡市歯科医師会

福岡県歯科衛生士会
会長 天本 和子氏

『日本歯科衛生学会　第13回学術大会』が、2018年9月15日（土）～17日（月・祝）の3日間、福岡市の福岡国際会議場にて開催された。福岡での開催は、2007年の第2回学術大会以来、11年ぶり2回目である。今回のメインテーマ「口から食べる倖せの追求」からもうかがえるように、地域で多職種と連携し、人生最後まで口から食べる機能を支えることの大切さを改めて認識できる大会であった。

大会の期間中は、博多三大祭りのひとつ「筥崎宮放生会」が催され、博多の街は賑わっていたが、会場には全国から1,805名の参加者が集い、祭りに負けない活気ある大会となった。

開会式は日本歯科衛生学会吉田直美学会長の挨拶に始まり、天本和子大会長は、「本大会が専門性をさらに高める機会になることを望みます」と述べられた。引き続き、日本歯科衛生士会武井典子会長から「地域包括ケアの構築が急がれる中、歯科衛生士は多職種と連携しつつ、さらにその専門性を確立し発展させることを願っています」と挨拶があった。続いて来賓である福岡県・福岡市の各界4氏より祝辞をいただいた。

期間中、複数の会場を使用して、特別講演や教育講演、シンポジウム、県民フォーラム、182題の会員発表、研究討論会、教育研修など多彩なプログラムが実施され、どの会場でも、参加者が真剣な表情で講演や討議に耳を傾ける姿が見られ、学術交流の場として有意義な3日間となった。

福岡県保健医療介護部
部長 大森 徹氏
（福岡県知事 小川 洋氏 代理）

福岡市保健福祉局
理事 舟越 伸一氏
（福岡市長 高島 宗一郎氏 代理）

福岡県歯科医師会
会長 熊澤 榮三氏

福岡市歯科医師会
会長 神田 晋爾氏

告　示

公益社団法人 日本歯科衛生士会
代議員選挙のお知らせ

平成30年12月1日
選挙管理委員会

定款第12条及び代議員選挙規則に基づき、代議員選挙を下記のとおり執り行います。

記

1 選挙期日
平成31年3月6日（水）

2 代議員選出数
都道府県別・平成30年9月30日現在の正会員数に基づいて決定（都道府県別の代議員数は10頁参照）

3 選挙人
平成30年12月6日（選挙期日の90日前）現在の正会員

4 被選挙人
平成30年12月6日現在の正会員であって、所属する都道府県歯科衛生士会の正会員5人以上の推薦を受けた者

5 立候補の届出
① 立候補者は、正会員5人以上の推薦を受け、所定の立候補届出書類（立候補届出書、経歴書、推薦書）を所属する都道府県歯科衛生士会に提出する。
② 立候補届出書類は、日本歯科衛生士会ホームページからダウンロード、または都道府県歯科衛生士会に申し出る。

6 届出締切
① 立候補者から所属の都道府県歯科衛生士会への届出
平成30年12月6日～平成30年12月26日（必着）
② 都道府県歯科衛生士会から選挙管理委員会への届出
平成31年1月5日（当日消印有効、書留郵便）

7 当選者の決定
① 選挙区ごとの候補者が定数を超えないときは、当該選挙区の候補者を投票によらず当選者とする。
② 選挙区ごとの候補者が定数を上回るときは、郵便投票により選出する。
1. 選挙管理委員会から平成31年2月1日付で都道府県別・候補者一覧表及び投票用紙（返信用封筒を含む）を選挙人に送付
2. 投票期間:投票用紙の到着日から平成31年3月6日まで（当日消印有効）
3. 開票及び当選者の決定:平成31年3月9日、選挙管理委員会の指揮監督のもと、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行い、当選者を決定する。

8 当選者の告示
選挙管理委員会は、当選者について都道府県歯科衛生士会長及び候補者本人に書面により通知する。同時に、本会ホームページに掲載した後、直近の「歯科衛生だより（会報）」に掲載し、全国の正会員に報告する。

教育講演

口から食べて治癒力を高めよう

九州歯科大学 老年障害者歯科学分野　教授　柿木 保明 氏

「意識不明で分かったこと」の話

柿木氏は、2015年11月に、くも膜下出血で倒れて半年間入院された。死亡率70パーセント、生存してもほとんどの人に障害が残るといわれている大病を克服し、自らの闘病経験をもとに「意識不明で分かったこと」と「生命の生活史40億年」の2テーマで講演された。

医師は意識不明と言っていたが、ベッドに横たわる柿木氏にはその声が聞こえていた。「意識不明と言われても反応できないだけで、本人には聞こえている。だからベッドのそばで変なことを言わないように」と会場の笑いをさそいながら講演を始められた。

超高齢社会が進む中、歯科医療の現場でも要介護高齢者や多剤服用患者を担当する機会も増えてきたが、これらの患者には、全身状態や服用薬剤の作用が複雑に関連していることもあり、従来のケアや診療方法、指導法で対応できない場合も多くなったと話された。自身も闘病中、漢方薬や鍼、アロマセラピー、筋リハビリなどさまざまな治療に取り組み、その効果を実感したと紹介された。また、リハビリには体力が必要であり、体力をつけるには栄養摂取が欠かせないと語り、口から食べることが自然治癒力の向上につながると説明した。

「生命の生活史40億年」

講演の後半は、40億年におよぶ生命の進化から、人類は多種多様な生体反応を獲得し、口腔機能も単一機能ではなく、連続した生態反応の組み合わせで成り立っていることや、消化管の進化と腸管作成について話された。近年の研究から、口腔への味覚刺激や接触刺激が消化管機能を向上させる可能性が示されていることを紹介し、適切な口腔ケアが消化管の機能向上につながることを示唆された。また、進化の歴史を鑑みると、口腔は消化管の一部であることから、消化管の健康が口腔の健康にもつながり、ひいては全身の健康につながると話し、講演を終えられた。

教育研修

WHOが日本の歯科診療へ推奨する新たな禁煙支援法の展開

日本口腔衛生学会　理事／福岡歯科大学　教授　埴岡 隆 氏

今回、新たなプログラムとして実施された「教育研修」では、埴岡隆氏を中心に、尾﨑哲則氏（日本大学教授）、小川祐司氏（新潟大学教授）の3名によって、喫煙と歯科疾患の関係、日本における歯科の禁煙支援の実態、問題点が紹介された。

2016年8月に、厚生労働省が発行した「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（通称：「たばこ白書」）には、口腔がん、う蝕、歯周病、歯の喪失、口腔インプラント治療などの歯科領域も網羅されており、歯科医療従事者も禁煙支援に携われるようになったことが記されている。

日本の歯科による禁煙支援は、世界標準の方法ではなく、欧米に比べて大幅に遅れていると指摘されている。その上で、2017年7月にWHO（世界保健機関）が発行した「タバコ使用中止と口腔保健の統合報告書」に言及し、禁煙のための歯科の簡易介入を推奨していると紹介された。それを受け、タバコは口から吸うものであるから、口に携わる歯科医師が関わらないわけにはいかない。また、日本においては患者と継続的に寄り添える歯科衛生士が、禁煙支援に大きな役割を果たすことを期待していると話された。

会員発表／口演・ポスター発表

16日・17日の両日、2会場で41題の口演発表が行われた。歯科衛生士としての日ごろの業務や、研究の成果などの発表があり、参加者は真剣に聴き入っていた。

さらに、2階の会場において、各種研究・調査等の結果を掲示する141題のポスターが貼りだされ、ポスター討論の時間帯には多くの会員が会場に詰めかけ、活発な質問に耳を傾ける人の列ができるほどの盛況ぶりだった。

口演発表

ポスター発表

ランチョンセミナー／商業展示

ランチョンセミナーは、両日3会場で開催された。16日は、鹿児島大学准教授の上川善昭氏、クラジ歯科医院・新東京歯科衛生士学校の歯科衛生士青木薫氏、神戸常盤大学准教授の上原弘美氏、17日は、国立長寿医療研究センター歯科・口腔先端診療開発部部長の角保徳氏、石巻市雄勝歯科診療所所長の河瀬聡一朗氏、木原歯科医院・大阪SJCD衛生士コースディレクター

の牧江寿子氏の6氏による講演が行われた。

2階会場では企業43社が自社の製品を紹介する「商業展示」があり、各講演の合間をぬって、多くの参加者が最新の歯科医療関連製品などの説明を受けたり、サンプルをもらったり、書籍やグッズなどを購入するなどの賑わいをみせた。

ブースでは最新歯科医療関連製品のデモンストレーションやサンプルの配布などが行われ、連日賑わった。

全国病院歯科衛生士連絡協議会

本協議会は、都道府県歯科衛生士会の病院歯科担当者および趣旨に賛同する病院・診療所等の歯科衛生士が参加し、今回より第1部講演、第2部ワークショップの2部制で開催された。第1部では小椋正之氏（厚生労働省保険局歯科医療管理官）から「歯科保健医療の動向ー平成30年度の診療報酬改定についてー」と題し、歯科診療医療費の年次推移、歯科治療の需要の将来予想、歯科保健医療を取りまく環境や今年度の診療報酬改定における歯科衛生士の役割、周術期等口腔機能管理等を含む医科歯科連携等について、ご講演いただいた。第2部では「周術期等口腔機能管理の地域連携を目指して」をテーマに急性期病院（池上由美子）、回復期病院（古川由美子）、歯科診療所（武藤智美）に勤務する歯科衛生士による周術期等における地域連携の報告があり、その後のグループワークにて、「歯科衛生士連絡書」の活用を推進することを目的に内容や活用について討論した。その結果、周知不足や記載項目の難しさなどの問題点が示され、「歯科衛生士連絡書」のさらなる活用にむけて課題を得ることができた。

今後もこの協議会を通して、病院（急性期・回復期等）、診療所、施設等に勤務する歯科衛生士がシームレスに情報交換できる場になるよう努めていきたい。

（病院委員会　常務理事　武藤 智美）

ワークショップ1
日本歯科衛生学会・日本口腔衛生学会

研究をしよう!! ー研究の進め方ー

今回も前年度に引き続き、日本口腔衛生学会とのコラボレーション企画として、歯科衛生研究の進め方についてのワークショップを実施した。

講師には、秋房住郎氏（九州歯科大学口腔保健学科 教授）をお招きし、「研究をしよう!! ー研究の進め方ー」についてご講演いただいた。研究手法に関する用語の詳細な説明から始まり、実際に臨床などでの"疑問"をどのように研究へ発展させるか、についてICO/PECO（どんな患者に 何をすると 何と比べて どうなるか）を用いて大変分かりやすくご説明いただいた。また、ミニシナリオなどを用いた演習も多く組み込んでいただき、学んだことをすぐに練習できたため、実践につながる有意義な内容であった。

ご講演の最後には、論文を書くためのコツや、明確な論文を書くためにはどうすればよいのか、という参考書だけではなかなか得ることのできない貴重なお話をいただき、論文執筆の経験がある人、これから論文を書いてみようと思っている人、両者にとって大変学びが多かったと感じる。

講師 秋房 住郎氏

歯科衛生士による学会発表が増えてきた今、さらにもう一歩踏み出し、論文投稿へとつなげていくことが望まれる。今後も研究手法についてのワークショップを継続することで、歯科衛生士の論文投稿への一助となることを期待する。

（日本歯科衛生学会　ワークショップ担当　伊藤 奏）

ワークショップ2
在宅施設・口腔ケア委員会

在宅訪問はじめの一歩
ー歯科診療所から地域を支えるためにー

超高齢社会となったわが国では、今後、75歳以上の方の人口に占める割合は増加の一途をたどり、歯科診療所を受診する高齢者や、在宅で療養する高齢者が増加することが予想される。今回のワークショップでは「地域包括ケアシステム」の構築が急がれる中、歯科衛生士として地域でどのような支援ができるのか、かかりつけ歯科として訪問することを考え検討した。事例から、歯科医院に通院していた方が通院困難になり訪問するという状況を想定し、訪問前準備から訪問中、訪問後にどのようなことを行い、各場面でどのような注意が必要か、グループワークを行った。参加者は訪問経験の有無にかかわらず活発な討論が行われた。各グループからの発表後、助言者の二木寿子氏（九州大学高齢者歯科学全身管理歯科学分野　講師）から、実際にケアを行う際の心構えやその必要性など、歯科衛生士への励ましとなるお話をいただいた。今後、かかりつけ歯科として歯科医院からの訪問に歯科衛生士の活躍を期待するとともに、さらに地域でできることを考えていきたい。

（理事　山口 朱見）

ワークショップ3
教育養成委員会

学生の立場から臨地実習を考える

今回のワークショップは臨地実習の充実を目的に、学生が臨地実習（含む臨床実習）で挫折することなく意欲を持って臨むにはどのようなことが必要であるかを考えた。このテーマについては、これまでのワークショップでは教員の立場、また実習生受け入れの立場から発表し、ディスカッションを行ってきたが、今回初めて学生の立場から発表していただいた。

福岡医健・スポーツ専門学校の学生2名と博多メディカル専門学校の学生3名による事例報告ののち、グループワークを行った。各グループに学生が数名加わったこともあり、現状や対応などについてより詳しく学生の意見を伺うことができ、

ディスカッションは幅広く活発な意見や情報交換の場となった。

最後に、鳥尾 紀韶氏（福岡県歯科医師会立福岡歯科衛生専門学校　副校長）より「学生が実習に意欲を持って臨みモチベーションを持ち続けるためには、学生は臨地実習の場を理解すること、また養成校の教員と実習先指導歯科衛生士は連携をよくとることも不可欠である。臨地実習での指導の中で学生の不足部分を指導するだけでなく、良い点を見つけて『褒める』ことも大切ではないか」などのご助言をいただいた。

このワークショップを通し、臨地実習がさらに充実したものとなるよう今後も努力を重ねていきたい。

（常務理事　井出 桃、委員　福田 弘美）

ワークショップ4

地域歯科保健委員会

災害時の歯科衛生管理
－DHUG（Disaster Dental Hygiene Unei Game）をやってみようー

昨年度に引き続き「災害支援」をテーマに開催し、51名の参加と予想を上回り大変盛況であった。

今回は、避難所での支援を想定し、朝のミーティングから申し送りまでの一日の流れを知っていただくことに加え、グループ内で役割を決め、あらゆる状況を想定した情報カードを活用し、どのようにアセスメントするか、意見交換しながら「避難所等歯科口腔保健標準アセスメント票（レベル2）」を作成し、必要な情報を的確に報告するまでの模擬体験を企画した。

まず、「災害時の歯科衛生管理～DHUGをやってみよう～」と題し、中久木康一氏（東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科　顎顔面外科学分野　助教）より、今回の目玉でもある模擬体験の趣旨を含め、ご講義いただいた。続いて、講師のリードで災害支援歯科衛生活動をシミュレーションし、申し送りができるよう報告書を完成させた。

災害時には想定外のことが起こり、なかなかマニュアル通りにいかないのが現実である。地域により状況はさまざまであると思うが、何よりも平時からの連携が重要である。待ったなしの自然災害。自分事として考え、落ち着いて対応できる支援体制がとれるよう、重ねて災害対策を検討していきたい。

（常務理事　三澤 洋子）

ワークショップ5

指導者等講習会企画運営委員会・診療所委員会

新人歯科衛生士の成長支援 Part3
新人育成のあり方を考える

指導者等講習会企画運営委員会と診療所委員会の合同で行った本ワークショップには、養成校の教員、臨床実地指導者、歯科診療所や病院勤務などそれぞれの職場で新人育成に携わっている者が集まった。

まず吉田直美副会長より、厚生労働省の委託を受け平成29年度から始まった「歯科衛生士の研修指導者・臨床実地指導者等講習会」の報告と共通ガイドラインの解説が行われた。

ワークでは、新人が退職を考える理由について列挙し、その後それぞれの事由に対して「新人はどう対処するか」「職場の先輩としてどのように関わるか」について意見を交換した。新人側にも社会人としての心構えがない、責任感がないなどの問題はあるが、職場環境や指導者側の問題も多く抽出された。各グループからは、「新人が相談できる窓口が必要」「指導用チェックシートを使い新人と指導者の双方で確認できるようにする」「卒業後の研修の場を歯科衛生士会等が開催し、そこに参加するように促す」「皆で育てていく環境が重要である」など具体的な対応策が提案された。

アンケートでは、参加者全員が「ワークショップが役に立った」と回答、「今後の新人育成への対応に参考になった」という意見が多くみられた。ワークショップへの参加で、人材育成への意識が高まることを期待する。

（委員　上原 弘美）

研究討論会

「口腔衛生管理」に関する研究討論会

日本歯科衛生学会が10年を迎えた年より、歯科衛生士の専門性の確立を目指し、歯科衛生研究の各分野における方向性を明確にするために研究討論会がスタートした。

4回目の研究討論会は、口腔衛生用具・製剤を使用した「口腔衛生管理」に関する研究に着目した。討論会で取り上げた研究は、①粘膜ブラシによる唾液分泌量増加および口腔機能改善の症例、②市販洗口剤の歯垢付着抑制と抗歯肉炎症効果の検討、③過酸化水素無添加オゾンジェルの漂白および殺菌効果の検討の3題である。先に発表を行っていただき、その後に発表者や参加者や学会顧問（石井拓男氏、福島正義氏、大川由一氏）より活発な質問や討議が行われた。参加者からは粘膜ブラシの使い方などの具体的な質問があった。一方で、発表者からは、対照群が設定できない場合はどのような工夫が可能であるか、今回の発表を論文としてまとめるにはどこに焦点を絞るのかなどの研究に関する疑問点が出され、活発な質疑が交わされた。また今回取り上げた研究では、使用した用具や製剤に関連する利益相反や症例発表時の倫理的な配慮など、研究の中立性や対象者の人権擁護についての理解を深めることもできた。今年も予定時間を超過するほどの盛り上がりを見せた。

（日本歯科衛生学会　幹事　吉田 幸恵）

日本歯科衛生学会 学術表彰

平成30年度の日本歯科衛生学会 学術表彰式は、公益社団法人日本歯科衛生士会の表彰規程に基づき、平成30年9月16日(日)、福岡国際会議場で開催した第13回学術大会において次のとおり行われた。

1 学術発表賞（公益財団法人ライオン歯科衛生研究所賞）

第12回学術発表賞は、昨年開催した第12回学術大会の口演およびポスター発表者194名より、学術表彰選考委員会において3名の授賞が決定し、第13回学術大会において表彰された。また同時に、口演発表賞の船原まどか氏による授賞口演が行われた。

区分	氏名	タイトル
口演発表賞	船原 まどか	周術期患者における舌苔の付着状況と唾液中細菌数との関連の検討
ポスター発表賞	白部 麻樹	地域在住高齢者における咀嚼能力指標に関する実態調査
学生研究賞	伊藤 有花	ガム咀嚼周期の違いが認知機能および前頭前野の神経活動に及ぼす効果について

（敬称略）

口演発表賞 周術期患者における舌苔の付着状況と唾液中細菌数との関連の検討

船原 まどか（九州歯科大学 歯学部口腔保健学科　地域・多職種連携教育ユニット）

歯科衛生士免許取得後、長らく高齢者や障がい者の訪問歯科診療に携わり口腔ケアを行ってきた。当時、誤嚥性肺炎の予防に口腔ケアが注目されるなか、日々の臨床の中でさまざまな症例を経験するにつれ、自身の行う口腔ケアの手法は科学的根拠に基づいたものであるのかと疑問を持った。そして目の前の患者さんに対し、責任ある口腔管理を行うためにはどうすれば良いのかと悩んだことが研究をはじめるきっかけとなった。本研究ではエビデンスに基づいた周術期の口腔管理方法確立に向けた一連の研究の一環として、周術期患者における舌苔に関連する因子について検討を行った。今後、周術期患者に対する舌苔除去の意義や適切な清掃方法などについての検討につなげていきたいと考えている。今回の受賞にて、日々研究にご協力、ご指導をいただきました方々に厚く御礼申し上げると共に、将来的には周術期のみならず、研究をはじめるきっかけとなった高齢者など、さまざまな患者さんに対してエビデンスに基づいた口腔管理方法が確立することを夢に、今後もひとつひとつ研究を重ねていく励みとしたい。

2 学術論文賞（サンスター財団賞）

第13回学術論文賞は、日本歯科衛生学会雑誌Vol.12No.1およびNo.2に掲載された論文9編の著者から、学術表彰選考委員会において3名の授賞が決定し、第13回学術大会において表彰された。また同時に、最優秀賞の森下志穂氏による授賞口演が行われた。

区分	氏名	タイトル
最優秀賞	森下 志穂	通所介護事業所利用者に対する口腔機能向上および栄養改善の複合サービスの長期介入効果
奨励賞	松田 悠平	口腔関連QOL尺度（OHRQL）の口腔癌患者への適応に関する予備的検討
奨励賞	戸田 花奈子	歯科医院におけるリスクアセスメントを利用したメインテナンスの効果

（敬称略）

学術論文最優秀賞 通所介護事業所利用者に対する口腔機能向上および栄養改善の複合サービスの長期介入効果

森下 志穂（東京都健康長寿医療センター・名古屋医健スポーツ専門学校）

平成18年に口腔機能向上サービスが導入された。しかし、ほとんど普及していない。これは、口腔機能向上が介護の重度化予防につながるといったイメージを他職種が実感しにくいためと考えられる。また、口腔単独のサービスでの効果に限界があることも要因の一つと考えられる。平成24年に選択的サービス複数実施加算が新設された。運動・栄養・口腔の各プログラムは、複合的に行うことで相乗効果が生まれ、単独で行うよりも高い効果が得られると期待されている。そこで、本研究は、口腔機能向上と栄養改善を複合的に実施した場合の、口腔機能、栄養状態、生活機能の維持向上に対する効果を明らかにすることを目的に長期介入調査を実施した。結果、複合プログラムは、口腔機能の改善、生活意欲、ADLの向上に効果的であり、QOLの向上や介護の重度化予防につながる可能性が示唆された。本研究によって口腔機能向上、複合サービスが普及していくことに期待したい。

平成31年度予算・制度等に関する要望について

平成31年度予算等に関する要望書をとりまとめ、厚生労働省および関係方面に提出した。

要　旨

日本は急速な高齢化の進展とともに地域包括ケアシステムの構築が急がれる中、健康寿命の延伸を図ることが喫緊の課題となっています。

政府は6月15日の経済財政諮問会議において、「骨太の方針2018」を公表しました。その中で「口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む」と明記されました。今年度は、昨年度の内容に「医科歯科連携」が加わり、また新たに「高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等により、健康寿命の地域間格差を解消する」ことが記載されています。

そこで、日本歯科衛生士会と致しましても、「骨太の方針2018」を踏まえ、「食べる」「話す」「笑う」という日常生活の基本的な口腔機能を支えることにより生活の質を高めること等を通じて、健康寿命の延伸に貢献するために、以下の事項につきまして要望致しますので、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(要　望　事　項)

1.　医科歯科連携および多職種連携の推進と歯科医療提供体制の充実

医科歯科連携および多職種連携の推進のために、病院歯科の設置・整備の推進、さらには歯科のない病院と歯科診療所との連携を促進するための口腔保健支援センターや在宅歯科医療推進室等に歯科医師および歯科衛生士の配置促進とともに、そのための人材養成の研修を充実するための予算措置等に対する支援

2.　介護保険施設における歯科衛生士の人材育成と活用促進

介護保険施設における歯科医師との連携した歯科衛生士の配置や取組み等を通じた、高齢者・要介護者等の口腔機能および口腔衛生管理の実施体制の強化

3.　高齢者の通いの場や地域ケア会議等における歯科衛生士の参画と活用の促進

高齢者の通いの場における、早期から介護予防につなげるためのオーラルフレイルの予防、地域ケア会議における多職種協働による多角的アセスメントの中で口腔機能の課題に対応するための歯科衛生士の参画と活用の促進

4.　「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」の拡充

指導者等育成のための講習会および技術修練部門の整備に関する事業の継続に加えて、両事業の連携を目的とした情報共有の場の設置、人材確保の拡充を目指した「歯科衛生士のタスクフォース養成研修」、復職支援に関する中央相談窓口としての歯科衛生士センター等の設置等、総合的な復職支援体制をさらに充実

要望事項について

1.　医科歯科連携および多職種連携の推進と歯科医療提供体制の充実

地域包括ケアシステムにおける医療・介護の一体的提供体制の構築に伴い、急性期医療から在宅医療・介護までの一連の流れの中で、退院後の通院医療や在宅療養への移行を想定し、退院支援等のさまざまな連携・調整が進められています。

一方、近年では入院患者に対する口腔機能管理が在院日数を10%以上削減する効果があることが明らかとなっており(右図)、入院患者に対する口腔機能管理の必要性が増大しています。しかしながら、歯科を標榜している病院は約2割であり、多くの病院では歯科医師・歯科衛生士が配置されていないため、周術期等口腔機能管理においては地域の歯科医療機関との連携協働が不可欠となっています。

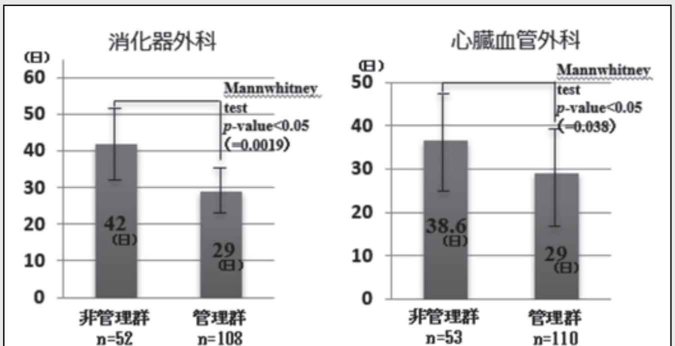

入院患者に対する口腔機能管理の有無と在院日数

また、急性期医療から在宅歯科医療にスムーズに移行するためには、地域の在宅歯科医療連携室や歯科医師会、歯科医療機関等に情報提供を行い、連携強化を図るなど急性期から回復期における医科歯科連携および退院支援等の連絡・調整が必要不可欠となっています。

つきましては、医科歯科連携および多職種連携の推進のために、病院歯科の設置・整備の推進、さらには歯科のない病院と歯科診療所との連携を促進するための口腔保健支援センターや在宅歯科医療連携室等に歯科医師および歯科衛生士の配置促進とともに、そのための人材養成の研修を充実するための予算措置等に対する支援を要望致します。

2. 介護保険施設における歯科衛生士の人材育成と活用促進

近年、介護保険施設等においても口腔健康管理の重要性が高まっています。歯科医師、歯科衛生士の口腔健康管理が施設入所者の肺炎発症率を低減できることが明らかとなり(右図)、施設入所者の口腔ケアにおいては、適切な口腔健康管理体制が確保されるよう、歯科医師、歯科衛生士による介護スタッフへの指導・助言および質の高い日常の口腔ケア実施への支援等の必要性が増大しています。

また、施設入所者の食べる楽しみの充実を図り、低栄養を予防するため、多職種連携による食事の観察(ミールラウンド)等の経口摂取維持支援が行われており、口腔機能や口腔衛生の観点から積極的に関与することが求められています。

しかしながら、歯科訪問診療を実施している歯科診療所の割合は、居宅および施設ともに14%弱と少ない状況です(下図)。そこで、施設職員と協力して入所者に歯科治療が必要な場合は、かかりつけ歯科医または協力歯科医療機関との連絡・調整を図り、歯科訪問診療が提供される環境を整えることも歯科衛生士の重要な役割となります。

つきましては、介護保険施設における歯科医師との連携した歯科衛生士の配置や取組み等を通じた高齢者・要介護者等の口腔機能および口腔衛生管理の実施体制が強化されるよう要望致します。

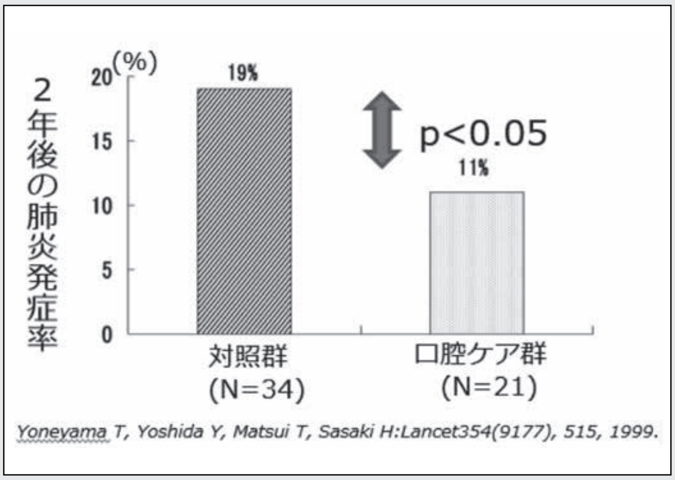

要介護者に対するいわゆる口腔ケア(口腔健康管理)の効果

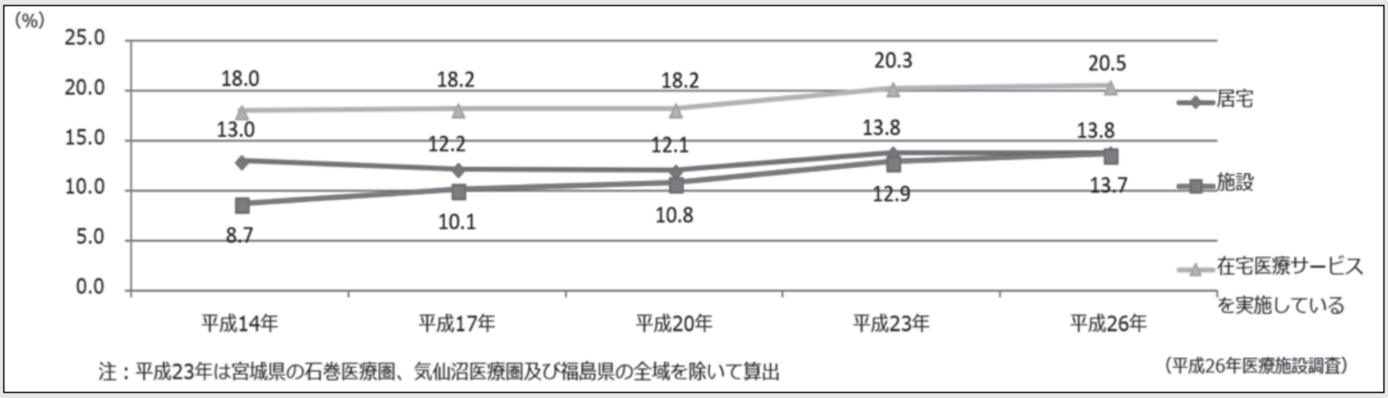

歯科訪問診療を実施している歯科診療所の割合(訪問先別)

3. 高齢者の通いの場や地域ケア会議等における歯科衛生士の参画と活用の促進

フレイルの第1段階は「心のフレイル期」であり、人とのつながりの低下や孤食等の社会性の低下から始まり、口腔を含むヘルスリテラシーの欠如などが大きな要因となります。第2段階は、「栄養面のフレイル期」であり、口腔機能における些細な衰え「滑舌の低下、食べこぼし・わずかのむせ、噛めない食品が増える等」が『オーラルフレイル』として位置付けられています。この些細な衰え『オーラルフレイル』を軽視し見逃してしまうと、徐々に不可逆的な第

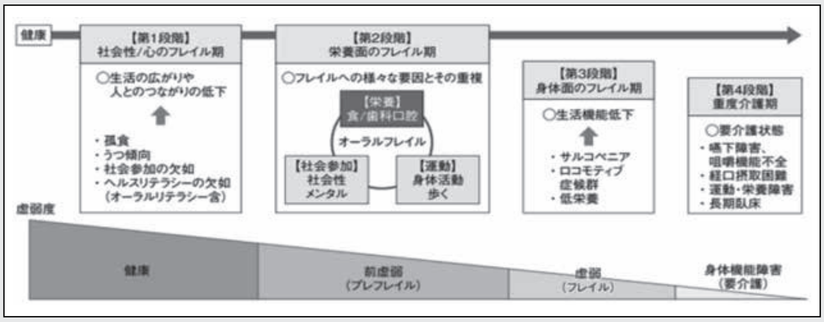

栄養(食/歯科口腔)からみたフレイル化(飯島勝矢)

3段階の「身体面のフレイル期」から、第4段階の「重度介護期」へと移行します。身体面のフレイルを予防するためにはオーラルフレイルの予防が重要となります。

沖縄県宮古島市では、高齢者の通いの場にてオーラルフレイルの予防が行われており、その活動を通して口腔機能が高まり、初期の認知症予防の成果が出ていることから[1]、地域の高齢者の通いの場を中心にオーラルフレイルに気付き予防する仕組みづくりが重要であり、そのための歯科衛生士の参画と活用の促進を要望致します。

現在、多職種連携による介護予防のための「地域ケア会議」は、市区町村において、その実施に対する温度差が大きいのが現状です。そこで、本会におきましては「地域ケア会議」を推進するために歯科衛生士の人材育成マニュアル(下図)を発刊し、研修を推進しております。しかしながら、本会の昨年度調査では、地域ケア会議に歯科衛生士が参画している市区町村は、全市区町村中18.8%と非常に少ないことから、今後、地域ケア会議に歯科衛生士が積極的に参画できるような仕組みの構築を要望致します。

書籍『地域ケア会議必携マニュアル』

1) Koji Takada *et al.*: Effects of Oral Self-Care on oral, cognitive, and daily performance functions in rural community-dwelling Older People with mild cognitive impairment, AJGG 13(1):19-24,2018.

4. 「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」の拡充

歯科診療所における歯科衛生士の不足に加え、地域包括ケアシステムの構築が急がれる中、病院・在宅・介護保険施設等において、多職種と連携して歯科医療を提供するために、歯科衛生士の不足が喫緊の課題となっています。

つきましては、平成29年度から厚生労働省の事業として行われている「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業」について、指導者等育成のための講習会および技術修練設備等の整備の両事業の連携を目的とした情報共有の場の設置を要望します。また、個別の事業については、総合的かつ全国的に実施できる体制を構築するため、以下について要望致します。

指導者等育成のための講習会継続と拡充について

歯科衛生士の人材確保に向けた復職支援や離職防止等の対策として、平成29年度より厚生労働省の委託を受け、全国共通の新人歯科衛生士技術支援および復職支援のための「共通ガイドライン」を作成し(下図)、研修指導者および臨床実地指導者育成のための講習会を全国4か所で開催しているところです。

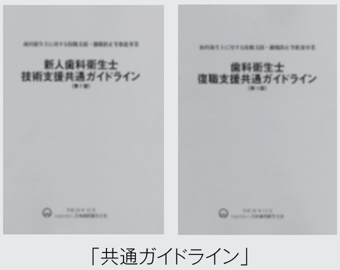

「共通ガイドライン」

つきましては、平成31年度以降の同講習会に関する事業の継続に加えて、研修事業の拡充による「歯科衛生士のタスクフォース養成研修」実施に関する予算措置を要望致します。

① 歯科衛生士の技術修練設備等の整備について

高齢化の進展に伴い、医科病院・介護保険施設・在宅等における要介護者や療養者等に対し、安全に業務を実践する上で、医療安全・感染管理・救命救急処置や吸引行為等にも対応できる臨床実践力の獲得が必要とされます。そこで、新人歯科衛生士、復職者等の技術支援においては、歯科保健医療技術の修練に加え、医療と介護との連携に関わる技術修練部門の整備が必要となります。これらの技術修練部門の整備は、平成29年度より厚生労働省の委託事業としてスタートしておりますが、引き続き、歯科衛生士教育養成機関や歯科医療機関等と連携し、各ブロックに整備されることを要望致します。

② 復職支援相談窓口や総合的な復職支援体制の構築

復職希望者には育児や介護等により長時間勤務が困難な者が多いため、仕事内容や働き方、勤務地・勤務時間等について相談できる窓口が必要であり、復職に向けてのきめ細かなアドバイスが受けられるよう、労務管理やマネジメントの知識を有する相談員の配置が求められます。また、離職者に対する研修案内等の情報提供により、離職中もつながりを継続し、潜在化を防止することが大切です。そこで、未就業者の届出、就業相談・紹介・手続等の復職支援サービスがワンストップで提供できるよう復職支援に関する中央相談窓口としての歯科衛生士センター等の設置、求人・求職情報等に関する有効なデータシステムの検討等、総合的な復職支援体制の一層の整備を要望致します。

「業務従事者届」を忘れずに!

業務に従事する歯科衛生士は、2年ごとに、就業地の都道府県知事に12月31日現在の氏名・住所など、厚生労働省令で定める事項を、翌年1月15日までに届け出ることが法律で定められています(歯科衛生士法第6条第3項)。届出を怠った者は30万円以下の罰金に処せられます(歯科衛生士法第20条)。

※就業地の保健所で、**平成31年1月15日まで**に届出手続きを忘れずに行いましょう。

平成30年度　歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業
「歯科衛生士の研修指導者・臨床実地指導者等講習会」東京で開催

平成30年9月1日(土)・2日(日)「歯科衛生士の研修指導者・臨床実地指導者等講習会(厚生労働省委託・日本歯科衛生士会主催)」が昨年度に続き、東京医科歯科大学にて開催された。本講習会は、引き続き、愛知県(9/22・23)に開催され、広島県(平成31年1/26・27)・大阪府(2/2・3)で開催される。

本講習会の趣旨

歯科衛生士の人材確保を目的として、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士の復職支援や職業人として第一歩を踏み出した新人歯科衛生士に対する基本的な臨床実践能力の獲得と離職防止を推進するために作成した「歯科衛生士復職支援共通ガイドライン」および「新人歯科衛生士技術支援共通ガイドライン」を、地域で実践できる研修指導者および臨床実地指導者等の人材を育成することを目的にワークショップ(以下WS)を開催している。

本年3月に厚生労働省に提出された2つの共通ガイドラインと「新人歯科衛生士などの育成プロセス(復職支援を含む)シート作成・活用編」の配付があり、開講式では、ディレクターである日本歯科衛生士会会長武井典子氏から、地域の歯科衛生士が新人や復職する歯科衛生士に関心を持ち、組織で育て支援する体制が重要である等の本事業についての主旨説明があった。その後、企画運営委員が担当のクイズを活用したアイスブレイキングにより、楽しくガイドラインの理解を深めていただいた。講習会は、WSとは・スタッフトラブルを考える・人材育成と環境マネジメント・労働法規のしくみなど、WSを進めていく上での重要な情報提供があり、グループに分かれて、2日間に渡り、新人育成や復職支援のカリキュラム作成が進められた。

会場が一つになったアイスブレイキング

◇ 歯科衛生士の就労の実態と支援体制

スーパーバイザーである厚生労働省医政局歯科保健課より、歯科衛生士は2人に1人しか就労しておらず、女性労働力のM字カーブと異なり、右下がりを続ける大きな理由として、新人歯科衛生士が数年で辞めてしまうこと、子育て後に再就業が困難なことが挙げられ、歯科衛生士に対する離職防止・復職支援等の推進施策のご説明があった。

グループワークの様子

コーチングの演習風景

◇ 参加者主体のWS

グループごとに担当タスクフォース(以下TF)を決め、始めに問題点の抽出を行い、規定時間内にまとめて、プロダクト発表。参加者とTFからコメントやアドバイスがあり、次の課題に関する説明の後、さらにグループ作業を進め、プロダクト発表と、交互に繰り返し完成させていく。2日間のWSでは、地域における問題の解決技法や教育プログラムの作成・評価法等、今までに学ぶことができなかった方法を体験する機会となった。グループ内では、セッションごとに受講者の役割が決められており、主体的に全員が参加できた。担当のTFからは、進行のヒントや矛盾点の指摘があり、自由でありながら、目標達成に向けての適確なサポートがあった。

質問風景

◇ 参加者の輝く実践能力

日頃の業務での経験や実践能力が発揮され、プロダクト発表時には会場内に活気があふれ、TFや講師・スタッフとの一体感が得られた。歯科衛生士が勤務する職場は小規模施設が多く、仲間との交流で相互に学ぶことの意義は大きい。

◇ 一生の仕事として歯科衛生士が活躍する輝く未来へ

最後に参加者が地域に帰って何ができるかを考え、発表する時間があり、具体的な企画が多数発表され、本講習会の意義が明確化された。会長からは今後充実されるe-ラーニングの紹介があり、受講者の企画と合わせて活用が期待される。閉校式では、受講証を手にした参加者から本事業の目的を共有できた想いが伝わってきた。また、全国から集まった参加者による情報交換会では、地域を越えた連帯と懇親が図られて、歯科衛生士が組織で新人や復職歯科衛生士を育て支援する文化が醸成された。今後の地域における歯科衛生士会活動への期待が高まった。

グループワークの発表風景

(指導者等講習会企画運営委員会　委員　島谷 和恵)

活躍する認定歯科衛生士

「歯科衛生士」を楽しむ

宮城県歯科衛生士会
東北大学病院
認定歯科衛生士 佐藤 由美子

私は、歯科衛生士の専門学校を卒業し、一般開業医勤務の経験を経て、現在の東北大学病院診療技術部歯科衛生室に勤務し始めてから11年が経ちます。歯科外来は、複数の専門外来に分かれており、歯科衛生士業務は多岐にわたります。平成22年に医科との統合により歯科外来が移転してからは、歯科衛生士としての働き方や役割が少しずつ変化し、頭頸部癌の術後の口腔衛生管理や放射線療法後の嚥下障害や開口障害などのある患者の口腔機能管理も行うようになりました。これまで、口腔がんや全身疾患のある患者との関わりについての意識や知識が乏しく、実践から学ぶことも多くありますが、日々勉強の毎日でした。その最中、認定歯科衛生士セミナーを受講する機会に恵まれ、講義や実習により、多くの知識を深めることができ、平成25年度に認定歯科衛生士摂食嚥下リハビリテーションを取得しました。その後も歯科衛生士会主催の研修会や学術大会、当院で開催されていた摂食嚥下リハビリテーション医科・歯科合同カンファレンス・勉強会にも参加し、勉強を重ねてきました。研修会などに参加することで、他医療機関で働く歯科衛生士が、どのようなことをどのように行っているのか、日々の取り組みについての情報を得られることは、とても興味深く前向きな気持ちにさせてくれるものがありました。自分にも何かできることはないかと。

合同カンファレンス

平成27年には、当院に「摂食嚥下治療センター」が開設され、チーム医療として耳鼻科外来と歯科外来が連携して嚥下機能評価を行い、現在は週1回の合同カンファレンスが行われています。ここに歯科衛生士が配置されることになり、私を含め2名の認定歯科衛生士が交代で担当しています。歯科外来では、顎顔面口腔再建治療部が摂食嚥下治療外来を担っていて、口腔衛生状態や口腔乾燥の有無・開口量測定・舌圧測定・反復唾液嚥下テストなどの口腔機能評価を行っています。センター開設当初の歯科衛生士の役割は準備や記録記載などの介補業務だけでしたが、歯科衛生士としての関わり方について見直す必要があるのではないかと先生方とディスカッションを重ねてきました。顎顔面口腔再建治療部には、頭頸部癌術後の実質欠損による口腔機能回復のために、顎義歯や舌接触補助床などの補綴装置を必要とする患者が多く受診していて、補綴装置を装着するためには、開口訓練や筋機能訓練等のリハビリが必須です。結果、入院中は言語聴覚士が嚥下訓練を行いますが、退院後や言語聴覚士の介入がない場合については、補綴装置の準備期間から歯科衛生士が摂食機能療法として口腔衛生管理や嚥下体操の指導を行うことになりました。ここに至るまでには、リハビリの診療を見学させてもらい、言語聴覚士よりレクチャーを受けるなどの取り組みを行い、今では歯科衛生士による嚥下体操の指導が医科と統一した内容で行えるようになり、これを基に担当歯科医師の指示のもと患者個々に合わせた指導を行っています。この2年間の関わりの中で、歯科衛生士同士協力し合い、情報を共有し、これまでの成果のまとめや今後の取り組みについても二人で話し合ってきました。そして、顎顔面口腔再建治療部の先生方の協力・指導のもと日本歯科衛生学会第13回学術大会において、ポスター発表という形で活動報告ができました。今でも、認定歯科衛生士セミナー受講最終日に言われた「認定を取ることがゴールではありません。ここからがスタートです。」という言葉が頭の中に残っていて、その言葉に背中を押されながら、日々前向きに取り組んでいます。

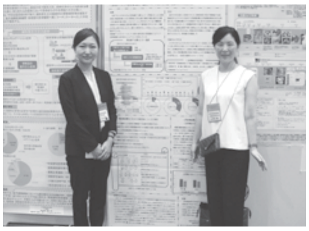
ポスター発表(筆者は右側)

〈 代議員選出数について 〉

代議員選挙は、公益社団法人日本歯科衛生士会定款及び代議員選挙規則に基づいて行われます。都道府県別の代議員選出数は、定款第12条及び代議員選挙規則第3条に基づき、下記の通り決定しました。

都道府県別、代議員選出数(平成30年9月30日現在の正会員数に基づく代議員数) (89名)

北海道	3	埼玉県	2	岐阜県	2	鳥取県	1	佐賀県	1
青森県	1	千葉県	2	静岡県	3	島根県	1	長崎県	1
岩手県	1	東京都	6	愛知県	5	岡山県	2	熊本県	3
宮城県	1	神奈川県	3	三重県	2	広島県	2	大分県	1
秋田県	1	山梨県	1	滋賀県	1	山口県	1	宮崎県	1
山形県	1	長野県	3	京都府	2	徳島県	1	鹿児島県	1
福島県	1	新潟県	3	大阪府	5	香川県	2	沖縄県	1
茨城県	2	富山県	1	兵庫県	6	愛媛県	1		
栃木県	1	石川県	1	奈良県	1	高知県	1		
群馬県	2	福井県	1	和歌山県	1	福岡県	3		

島根県出雲市の地域ケア個別会議に参加しています

一般社団法人 島根県歯科衛生士会
会長　**安部 美智野**

島根県の概要

島根県は中国地方の北部にあり、地理的に東西に長く離島を有し、縁結びで知られる出雲大社や国宝に指定された松江城など多くの観光資源があり、自然豊かな県である。県内は19市町村からなり、人口は約69万人、高齢化率は33.1％と全国で第3位（平成28年10月1日現在 県統計調査課・総務省統計局）である。100歳以上の高齢者の割合（人口比）は、今年6年連続で全国最多であった。

出雲市地域ケア個別会議への参加の経緯

島根県内の各地区歯科衛生士会では、市町村レベルの地域ケア推進会議や個別の事例検討を行う地域ケア個別会議等に会としてまた、各立場で参加している。今回は、地域で活動している歯科衛生士の会（ハイジの会）が関わっている出雲市地域ケア個別会議について紹介する。

出雲市は、人口約17万5千人と島根県内で2番目に大きな市であり、高齢化率は29.1％（平成29年9月末現在）と県平均より低い状況である。

平成29年度介護予防活動普及展開事業を国が示し、出雲市がモデル事業として地域ケア個別会議を立ち上げ、行政より関係団体へ事業説明が行われた。市歯科医師会と地区歯科衛生士会とで連携をとりながら総合調整が行われ、会議には歯科衛生士会が参加することになった。在宅医療・介護連携推進のための事例検討会等の研修会に参加したり、会独自で介護保険や地域ケア会議および事例検討について学習会を行ったり、初めて参加する歯科衛生士がケア会議を見学したり、この事業への参加に備えた。

地域ケア個別会議の開催

平成30年度は、介護保険の理念に基づき、高齢者の自立支援および生活の質（QOL）の向上に資するケアマネジメントと、それに基づく介護の提供を目的とし、多職種協働による地域ケア個別会議が毎月1回2～3事例についておおむね2時間30分をかけ検討され、半年に1回振り返りを行い開催されている。

対象ケースとしては、軽度要介護認定者、要支援者、事業対象者で主に生活不活発病である。専門職の構成メンバーは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、栄養士、歯科衛生士であり、役割として、対象者のニーズや生活の中での課題等をふまえ、専門職として自立に向けた助言を行い、課題解決に向けている。助言の際には、ケアマネジャーをサポートできるように、ことばには配慮し発言することを心がけている。

助言者として理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、栄養士、歯科衛生士、住民などが参加

島根県歯科衛生士会の取組と今後

ハイジの会の定例会では、事例の助言について共有するとともに適切な助言であったかどうか振り返りを行っている。このことが、次に助言する者への参考となり、具体的な気づきや不安解消に役立っている。

行政担当者から、「事例提供者であるケアマネジャーは歯や口腔の視点が乏しかったが、歯科衛生士の専門的な助言で、食との関連性からも歯や口腔に対する視点や意識をもつことへとつながっている。会議に参加しているリハビリテーション専門職は、転倒予防のためには噛めることの大切さなどを再認識された。さらには、地域ケア個別会議に参加しているメンバー同士が名刺交換を行ったりすることで、顔の見える関係づくりが構築され、つながりが深められている。」との感想があった。歯科衛生士も他職種と同様に自らの学びとともに多職種と協働することで歯科衛生士同士の質を高め合うことができた。

ハイジの会 定例会

今年度より、地域リハビリテーション活動支援事業の中で、訪問にも携わっていく予定である。個別の事例から、地域住民が最期まで住みなれた地域で生活できるまちづくりへの一歩となり、政策立案へとつながっていくことを願っている。

今後、県会として、歯や口腔の視点にとどまらず、事例者の経済的背景や生活環境等総合的な支援の視点やコミュニケーションスキル等を培い、地域ケア会議に参加できる人材育成を行っていきたい。

ブロック連絡協議会
ブロック別・災害支援歯科衛生士フォーラム開催報告

北海道・東北ブロック(北海道)

一般社団法人北海道歯科衛生士会　副会長　小山田 貴子

平成30年9月29日(土)北海道・函館市において今年度の北海道・東北ブロック連絡協議会が開催された。直前の9月6日(木)には震度7を記録した「北海道胆振東部地震」が発生し、今回開催に向け準備をしていたほぼ全員が、被災地にボランティアスタッフとして災害支援活動を行った。日本歯科衛生士会から武井典子会長をはじめ、金澤紀子顧問、浅木美智子ブロック理事、また、各県会長からの温かい支援をいただき、予定していた29名が1道6県から参加し、無事に開催することができた。

最初に武井会長より「歯科衛生士力を高めて社会ニーズに応えよう!」をテーマに新人育成、復職支援について「今」私たちがやるべきことに関する内容を講演いただいた。その後の協議事項、情報交換などでは、復職支援、新人育成、多職種連携など、各県からさまざまな意見が飛び交う活発な協議会となった。

翌9月30日(日)のブロック別・災害支援歯科衛生士フォーラムは参加者48名に向け、当会災害担当の川平景子専務理事から、今回の震災の被害状況や、実際にボランティア派遣のコーディネートを担った立場から見えてきた課題等の報告があった。

金澤顧問からは「災害支援活動　歯科衛生士会の平時からの備え~これまでの支援活動からわかってきたこと~」と題し、数々の被災地に出向き培ってきた経験の中で、歯科衛生士として被災者の方々に何ができるのかを改めて問われるような内容の講演となった。

このたびは、皆様の温かい支援により盛会に終えることができたことに感謝申し上げます。

理事会報告

平成30年度第3回理事会が平成30年10月14日に開催された。審議事項、協議事項および報告事項は次のとおりである。

審議事項

(1) 平成30年度都道府県歯科衛生士会会長会の開催について
(2) 次期(2019年~2020年度)代議員選挙の告示及び都道府県別代議員数について
(3) 日本歯科衛生学会第15回(2020年)学術大会開催担当都道府県会及び大会長について
(4) 「歯科衛生士の倫理綱領策定に関する検討会」委員について
(5) 委員の委嘱について
　①生涯研修委員会委員の委嘱　②診療所委員会委員の委嘱
(6) 大阪府北部地震及び北海道胆振東部地震の被災者支援対策について
(7) 情報システムのリニューアル等について
(8) 終身会員の承認について
(9) 新入会員の承認について
(10) その他

協議事項

(1) 規則・細則の一部改正について
　①認定歯科衛生士制度規則の一部改正について
　②認定歯科衛生士制度施行細則の一部改正について
　③第5次生涯研修制度実施要綱について
　④第5次生涯研修制度実施要綱細則について

報告事項

(1) 会務報告について
(2) 第1回常務理事会について
(3) 在宅療養指導・口腔機能管理の認定登録者数について
(4) 平成29年度第4次生涯研修制度 専門研修修了者数について
(5) 平成30年度歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業委託費交付決定通知について
(6) 平成31年度歯科保健関係予算概算要求について
(7) 平成31年度予算・制度等に関する要望について
(8) 医療安全推進週間について
(9) 西日本豪雨の報告について
(10) 北海道胆振東部地震の報告について
(11) 大阪府北部地震の報告について
(12) 歯科衛生士賠償責任保険について
(13) 第7回災害歯科保健医療連絡協議会について
(14) 日本在宅歯科医療・介護連携推進連絡協議会について
(15) 第1回歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループについて
(16) 平成30年度歯科保健サービスの効果実証事業(基礎疾患重症化予防等)の第1回検討委員会について
(17) 一般社団法人日本歯科医学会連合 平成30年度第2回医療連携委員会について
(18) 公益財団法人8020推進財団理事会(第6回)報告について
(19) 平成30年度「健やか親子21~8020の里(ロッテ賞)~」審査委員会報告について
(20) 第11回JIMTEF災害医療研修ベーシックコース受講報告について
(21) 歯科衛生士業務功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について
(22) 平成30年度「こども霞が関見学デー」の報告について
(23) 後援名義使用について
(24) 日本歯科衛生士会主催行事における緊急時の対応について

そ の 他

(1) 事務局職員関係規則・規程等【平成30年10月1日現在】
(2) 歯科衛生士国家試験の施行について
(3) 放射線被ばく「相談の手引き(6)」について(日本診療放射線技師会誌　抜粋)
(4) 歯周炎評価指標「PISA」の新規導入のお知らせ
(5) 平成30年度災害支援歯科衛生士フォーラム開催要領等について

平成31年
1月1日始期

歯科衛生士賠償責任保険制度
総合生活保険

認定歯科衛生士セミナー(公益社団法人日本歯科衛生士会主催)を受講する場合、歯科衛生士賠償責任保険制度に加入することが条件となります。この機会に是非ご加入ください。

申込みが始まりました!

募集締切は、平成30年12月21日(金)です

※本保険に関するお問い合わせは同封のパンフレット記載の取扱代理店(マツオホケンサービス)までお願い致します。

TOKIO MARINE NICHIDO 東京海上日動

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4
TEL:03-3515-4144　FAX:03-3515-4145